



# 幼児教育・保育無償化ガイドブック

【認可外保育施設等を利用するかた】

令和5年9月 香芝市役所 保育課



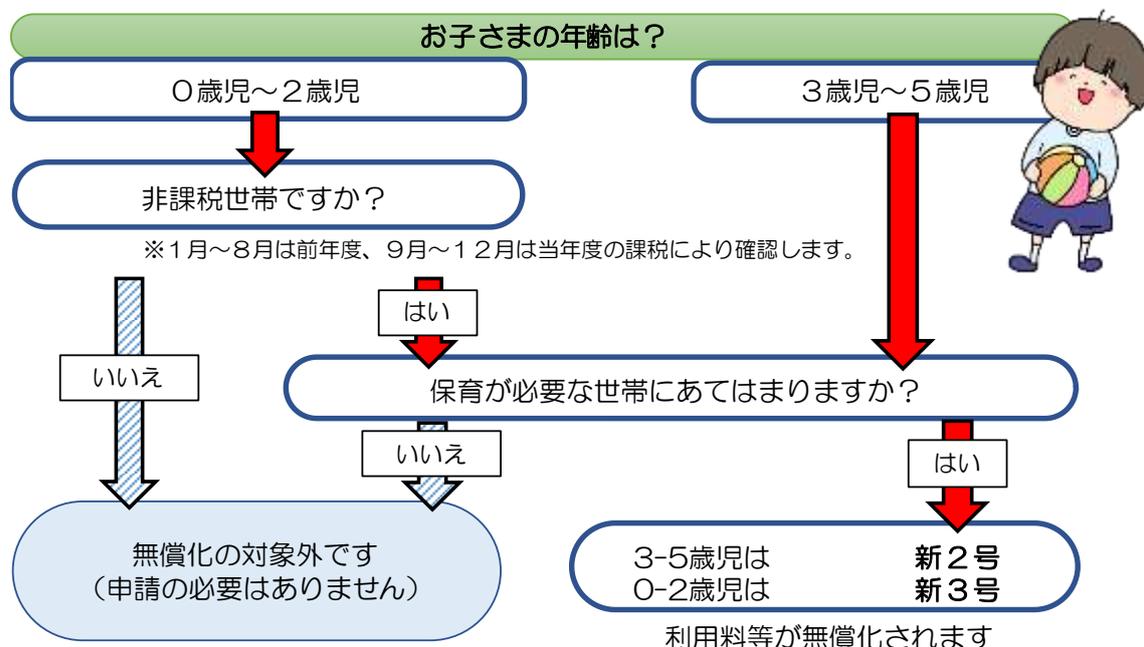
令和元年10月より、3～5歳児クラスのお子さまと、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さまの、幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料に対する無償化制度が始まりました。

育児休業中は新規の申請をすることができません。  
育児休業から復帰する時点（復帰月の前月20日まで）に申請をしてください。



## 無償化の対象となるには「認定」が必要です

お子さまの年齢やご家庭の保育の必要性、在籍している施設によって、必要な認定が異なります。



## 保育が必要な世帯とは？

保育を受ける場合、父・母が【保育を必要とする事由】に該当することが必要です。また、保育を必要とする事由によって保育の実施期間が異なります。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)
1. 就労（外勤・自営業等） 月に64時間以上の就労を常態とされている場合に限る	左の条件で就労している期間
2. 妊娠・出産	産前産後各3ヶ月以内
3. 保護者の疾病・障害	保育が困難と認められる期間
4. 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護	介護が必要と認められる期間
5. 災害復旧	状況がなくなるまで
6. 求職活動	1ヶ月以内
7. 就学	修了月の月末まで

## 無償化の対象範囲は？

お子さまの利用される施設	年齢区分	認定区分	無償化の対象範囲		手続きの有無
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポート センター事業	0-2歳児	新3号認定	保育料	【保育が必要な世帯に限る】【非課税世帯に限る】 保護者のかたが実際に負担した金額と42,000円/月とを比較して、低い方が無償化されます。	○
	3-5歳児	新2号認定	保育料	【保育が必要な世帯に限る】 保護者のかたが実際に負担した金額と37,000円/月とを比較して、低い方が無償化されます。	○

- ※ 利用されている認可外保育施設等が無償化の対象園となるのが、給付の条件になります。また、無償化の対象となるのは、保育の必要な世帯のみです。
- ※ 現在2号認定・3号認定を受けて保育所・認定こども園を利用しているかたは、園の休園日や利用時間外に認可外保育施設等を利用されていても、その利用料は無償化の対象にはなりません。
- ※ 現在1号認定を受けて幼稚園・認定こども園を利用されているかたで、在籍園の預かり保育が十分にある場合（平日教育時間を含み提供時間が8時間以上かつ年に200日以上の場合）は、園の休園日や利用時間外に認可外保育施設等を利用されていても、その利用料は無償化の対象にはなりません。
- ※ 新2号認定・新3号認定のかたは、無償化の方法として、保護者のかたが保育料を全額園に支払った上で無償化分が後日香芝市から返金されます（償還払い）（4ページ参照）。
- ※ 複数の施設を利用しているかたは、書類を提出の際に保育課までお伝えください。



### 1. 還付請求の方法について

**保護者のかたによる請求の手続きが必要です**

保護者のかたが一旦園に利用料をお支払いされた上で香芝市に無償化分を請求していただき、後日香芝市より保護者のかたの指定口座に振込をする、償還払い（キャッシュバック）方式を採用しております。年4回の支払いを予定しており、請求に関する案内は、時期が来ましたら香芝市より別途通知いたしますので、詳細はその時にご確認ください。なお、請求時には施設が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」が添付書類として必要ですので、園から発行された際には必ず保管してください。

表. 無償化分の支払いに関する事務の流れ

利用期間	請求に関する案内の配布時期	請求書の提出時期	保護者指定口座への支払い時期
4月～6月	6月下旬頃	7月下旬頃	8月下旬頃
7月～9月	9月下旬頃	10月下旬頃	11月下旬頃
10月～12月	12月中旬頃	1月下旬頃	2月下旬頃
1月～3月	3月初旬頃	4月下旬頃	5月下旬頃

※配布・支払い時期等は前後することがございます。ご了承ください。



**認定を受けるためには、児童ごとに申請が必要です**

2. 新2号認定・新3号認定を受けるには **保育が必要な世帯**

対象になるかた	<p>【新2号認定】          保育が必要なため認可外保育施設等を利用している3歳児・4歳児・5歳児          ※3歳は満3歳になった次の4月（3歳児クラス）から認定開始</p> <p>【新3号認定】 <b>市民税非課税世帯</b>  <u>市民税が非課税の世帯</u>で、保育が必要なため認可外保育施設等を利用している          0歳児・1歳児・2歳児・満3歳</p>
提出書類 ※1児童につき 1部必要です	<p>★ 2人以上の申込みをされる場合、1児童につき1部書類をご用意ください。</p> <p>★ 9月以降に申請される場合、5歳児以外は次年度更新用の ②保育を必要とする事由の証明書類もご用意ください。</p> <p>① 【第3号様式】子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（レモン色）</p> <p>② 保育を必要とする事由の証明書類（4ページ参照） <b>※ 父・母 分が必要です。</b></p> <p>・新3号認定を申請のかたは、マイナンバーと本人確認ができる書類のご提示が必要です。</p>
提出方法	上記提出書類を <b>認定開始希望日までに</b> 香芝市役所 保育課まで提出してください。
提出先	香芝市役所 保育課（香芝市役所4階） 〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地 開庁時間：8：30～17：15（土日祝日を除く）
提出期限	<b>認定開始希望日まで ※ 4月認定のみ2月20日締切</b>

※ 新3号認定は非課税世帯であることが認定の要件のため、個人番号（マイナンバー）を利用してご家庭の課税状況を確認いたします。提出の際に申請者（窓口に来られるかた）の次の書類をご提示ください。

個人番号が確認できる書類	マイナンバーカード・マイナンバー通知カードなど
本人確認のできる書類	運転免許証・パスポートなど写真つきのものであれば1点 健康保険証・年金手帳・住民票など写真のないものであれば2点

※ 新3号認定のかたのうち前年1月1日時点で香芝市に住民票がないかたは、現時点では個人番号による課税状況の照会ができないため、『市町村民税課税証明書』をご準備ください。1月～8月は前年度、9月～12月は当該年度の市町村民税課税証明書を提出していただくことになります。

### 3. 保育を必要とする事由の証明書類… 保護者全員のものがが必要です。

就労証明書等、申請に必要な書類は香芝市指定の様式を市役所ホームページから印刷してください  
 (『香芝市 無償化』とウェブ検索していただきますとアクセスしていただきやすいです)。

保護者の状況	提出書類
就労 (外勤等)	就労証明書(作成3ヶ月以内のもの) > 就業先に証明を依頼してください。原則パソコン入力にて作成いただいたものを印刷していただき、紙面にてご提出ください。 様式は市役所ホームページより印刷できます。
就労 (自営業)	就労証明書(作成3ヶ月以内のもの) ● 自営業のかたで、法人を設立している場合(株式会社・有限会社等)は、上記の就労(外勤等)のかたと同様にご記入ください。  ● 法人を設立していない自営業のかたは、ご自身で就労証明書を作成のうえ、下記の書類を添えてください。 1. 令和5年1月1日以降に事業を開始したかた ① 個人事業の開業届出書の写し  2. 令和4年12月以前に事業を開始しているかた ① 個人事業の開業届出書(控用)の写し ② 確定申告書(控え)の写し(令和4年分、受付印のあるもの) ・ 電子申告された場合、受付印はありませんので、申告後に表示される『受付通知』または『メール詳細』をお付けください。 ・ 令和4年分の事業収入があるものの、確定申告が不要と判断される場合は、確定申告書の代わりに市町村民税申告書(令和5年度)の写しを添えてください。 ・ 令和4年分の事業収入が一切なかった場合や受付印の押印がないまま申告された方は、事前に保育課へご相談ください。
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育が必要であることの申立書</li> <li>・ 母子健康手帳(表紙と出産・分娩予定日の記載のあるページ)の写し</li> </ul>
疾病・障害 親族の介護等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育が必要であることの申立書</li> <li>・ 医師による診断書(原本)または 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し</li> </ul>
就学 職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育が必要であることの申立書</li> <li>・ 在学証明書 + 年間カリキュラム・年間時間割等就学時間がわかるもの</li> </ul>
求職活動 起業の準備	求職に関する誓約書

#### 【就労証明書について】

社会全体のデジタル化に向け、従来の様式にあった企業の押印欄を廃止いたします。香芝市ホームページ(<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/77/7155.html>)に様式(エクセル)を掲示しておりますので、事業所ご担当者さまにて入力したものを印刷の上ご準備ください。記載内容については、職員が電話等により事業者さまに直接確認することがあります。

★ 就労証明書の内容を就業先事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。